

29年度 公文書開示（産業労働局1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 12. 26	H30. 1. 4	平成29年度 大沢入治山工事（経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表）	73	1														—	東京都森林事務所保全課
2	H29. 12. 26	H30. 1. 4	平成29年度 大岳（鍾乳洞）治山工事（経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表）	31	1														—	東京都森林事務所保全課
3	H29. 12. 26	H30. 1. 4	平成29年度 城予防治山工事（経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表）	10	1														—	東京都森林事務所保全課
4	H29. 12. 26	H30. 1. 4	平成29年度 海沢治山工事（経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表）	60	1														—	東京都森林事務所保全課
5	H29. 12. 27	H30. 1. 4	平成29年度 海沢治山工事（経費計算書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表）	60	1														—	東京都森林事務所保全課
6	H29. 12. 6	H30. 1. 5	28産労金貸第128号 貸金業法に基づく行政処分に伴う聴聞通知書の送付について（〇〇法人）	5	1														—	産業労働局金融部貸金業対策課
7	H29. 12. 6	H30. 1. 5	(1)28産労金貸第162号 貸金業法に基づく行政処分について（〇〇法人） (2)28産労金貸第360号 業務改善命令の発出に係る改善報告書の受領について（〇〇法人） (3)29産労金貸第258号 貸金業法に基づく行政処分に伴う弁明通知書の送付について（〇〇法人） (4)29産労金貸第297号 貸金業法に基づく行政処分について（〇〇法人） (5)29産労金貸第379号 業務改善命令の発出に係る改善報告書の受領について（〇〇法人）	101		1													(7条2号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 非公開情報であり、公にすることにより当該事業を営む法人等の社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるため。 (7条4号) 偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 処分決定の過程が公になることにより、他の貸金業者の潜脱行為を助長するおそれがあり、貸金業者に対する検査及び指導等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすため。	産業労働局金融部貸金業対策課
8	H29. 12. 26	H30. 1. 5	〇〇法人に係る廃業等届出書	1		1						1							(7条3号) 法人の結了業務に関する内部管理情報であり、公にすることによって、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。	産業労働局金融部貸金業対策課
9	H30. 1. 5	H30. 1. 10	飼育動物診療施設管理台帳	0	1														—	産業労働局農林水産部食料安全課
10	H30. 1. 5	H30. 1. 10	飼育動物診療施設管理台帳	1	1														—	産業労働局農林水産部食料安全課
11	H30. 1. 9	H30. 1. 17	〇〇法人に係る新規登録申請書	9		1						1							(7条2号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。	産業労働局金融部貸金業対策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
12	H29. 12. 15	H30. 1. 18	産業労働局総務部で公表した、27年度の「工事成績評定通知書・項目別評定点表、設計等委託成績評定通知書・項目別評定点表」	0	1														—	産業労働局総務部総務課
13	H29. 12. 25	H30. 1. 22	・21産労観振旅第887号「旅行業の登録について（更新登録）（〇〇法人）」 ・26産労観振旅第749号「旅行業の登録について（更新登録）（〇〇法人）」 ・登録事項の変更等に係る書類	283		1													（7条2号）個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 （7条3号）非公開情報であり、公にすることにより当該事業を営む法人等の社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるため。 （7条4号）偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号）一般に公になっていない項目を開示することで、今後、旅行者が当該項目への記載を最小限にとどめる等正確な事実の確認が困難となり、旅行者に対する登録・指導等の業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部振興課
14	H30. 1. 18	H30. 1. 22	飼育動物診療施設管理台帳	0	1														—	産業労働局農林水産部食料安全課
15	H30. 1. 22	H30. 1. 25	東京都青梅合同庁舎(29)照明器具改修工事 その2（工事別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、別紙明細）	6	1														—	東京都森林事務所保全課
16	H30. 1. 24	H30. 1. 30	飼育動物診療施設管理台帳	0	1														—	産業労働局農林水産部食料安全課